

掛川市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成25年4月1日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託先

名 称 特定非営利活動法人 掛川市体育協会

所在地 掛川市大池2192番地

2 委託する使用料

掛川市大東体育館柔剣道室代替施設である掛川市大東B & G海洋センター旧艇庫の使用料

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで